

いしかわの景観づくり

全国初。美しい景観を守り、育てるための新しい条例が生まれました。



- 石川県は、美しい景観づくりのために、新しい条例を制定しました。
- 従来の「景観条例」と「屋外広告物条例」を一本化し、新たに「いしかわ景観総合条例」を制定するという、全国でも初めての取組です。
- この条例により、石川の美しい景観を保全・創出する施策を推進し、次世代に継承します。

石川県景観条例(H5年)

石川県屋外広告物条例(S39年)

景観法の制定 H17 全面施行

いしかわ景観総合条例の制定

本県独自理念や施策を盛り込んだ、全国的にも先進的な条例

H20.7.1 公布
H21.1.1 施行

いしかわ景観総合計画 (H20.7.1 公表)

県全域の良好な景観形成に関する基本的かつ総合的な計画 (景観計画の上位計画)

景観計画 (景観法に基づく)

良好な景観を保全・創出するための法定計画

県

石川県景観計画を策定
(右記以外の区域を対象)

(H21.1.1 施行)

金沢市、七尾市
小松市、輪島市
加賀市、白山市
(景観行政団体)
各市の景観計画を策定

眺望計画 (条例に基づく)

優れた眺望景観を保全するための独自計画

県

石川県眺望計画を策定

「いしかわ景観総合条例」について

- 本県独自の理念や施策を盛り込んだ、全国的にも先進的な条例です。
- 景観施策を総合的かつ強力に推進することにより、
 - ・美しい石川の景観を保全・創出し、次世代に継承します。
 - ・県民の共通の財産として、県内全域で広域的・連続的な景観形成を推進します。
 - ・県民の豊かな生活環境、地域の活性化及び交流人口の拡大を実現します。

●特色ある景観施策の推進

1 市町を超えた、広域的な景観づくりの推進

県土全域の景観形成の指針となる「いしかわ景観総合計画」を策定します。

2 地域特性に応じた規制・誘導

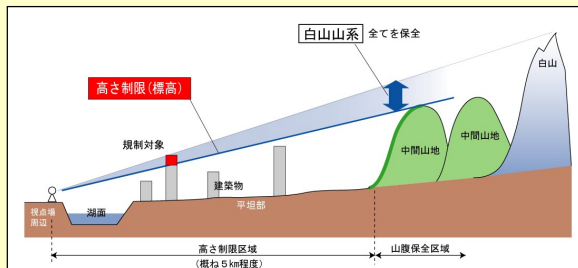
地域の特性を考えゾーニング指定を行ない、それぞれのゾーンに合わせた景観形成の方針を立て、規制・誘導を行います。

人々の生活がいきづく里山や田園風景等の文化的な景観の保全再生を推進します。



3 眺望景観の保全

白山や七尾湾の眺望を保全するため、「眺望景観保全地域」を指定し、建物などの高さや、色・デザインなどを規制します。



5 広告物との一体的な景観施策を推進

- ・景観と広告物の規制エリアの一致に努め、一体的な運用を行います。
- ・エコサインなど優れた広告物の導入を推進します。



6 新たな景観形成手法の導入

- ・「景観アセスメント」により大規模建築物等の評価や指導を行います。



景観アセスメントの対象
(例) 風力発電用風車など

- ・「公共事業景観形成ガイドライン」の策定による良好な公共施設の整備を推進します。



公共事業による新たな景観の創出

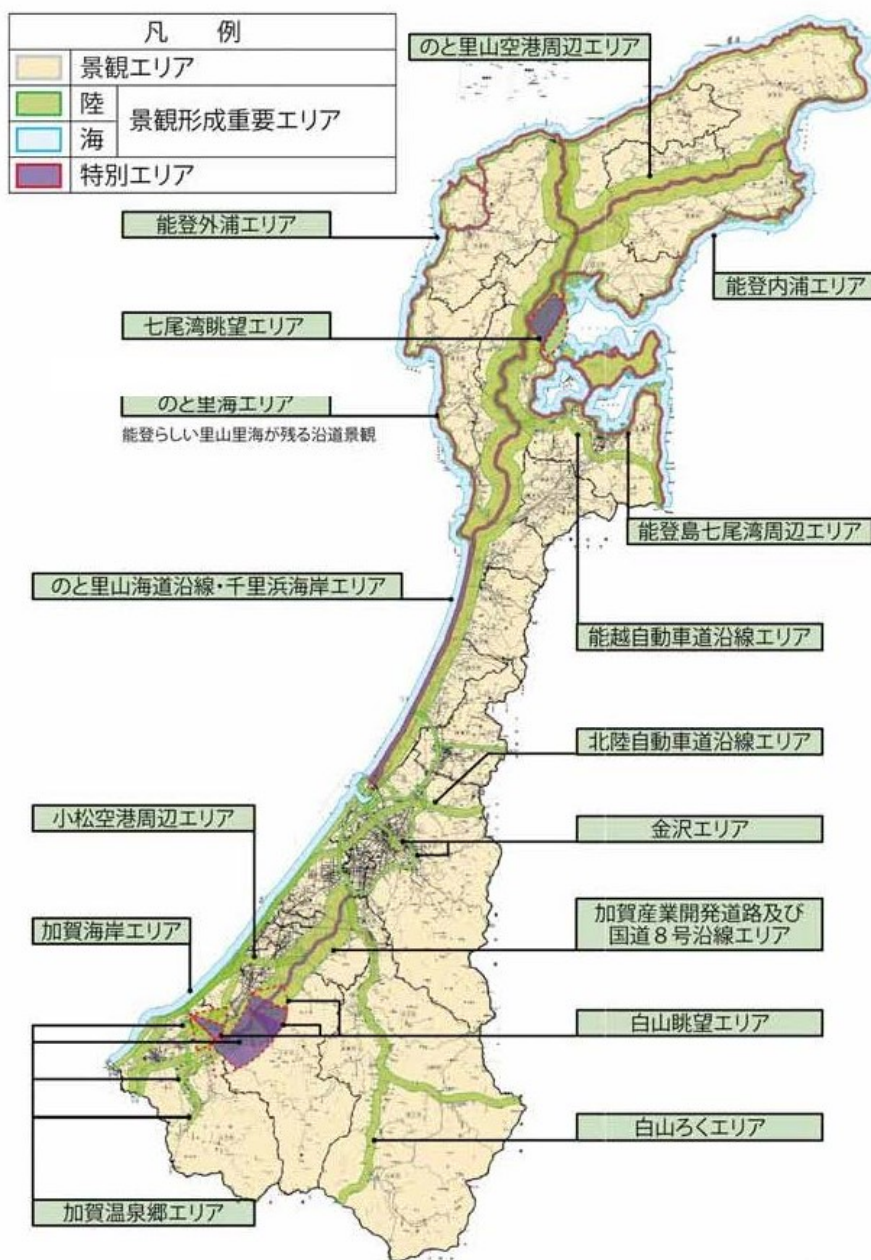
7 官民協働の推進体制

- ・景観アドバイザー、景観づくりリーダー、景観協議会などの取組を推進します。



1 いしかわ景観総合計画

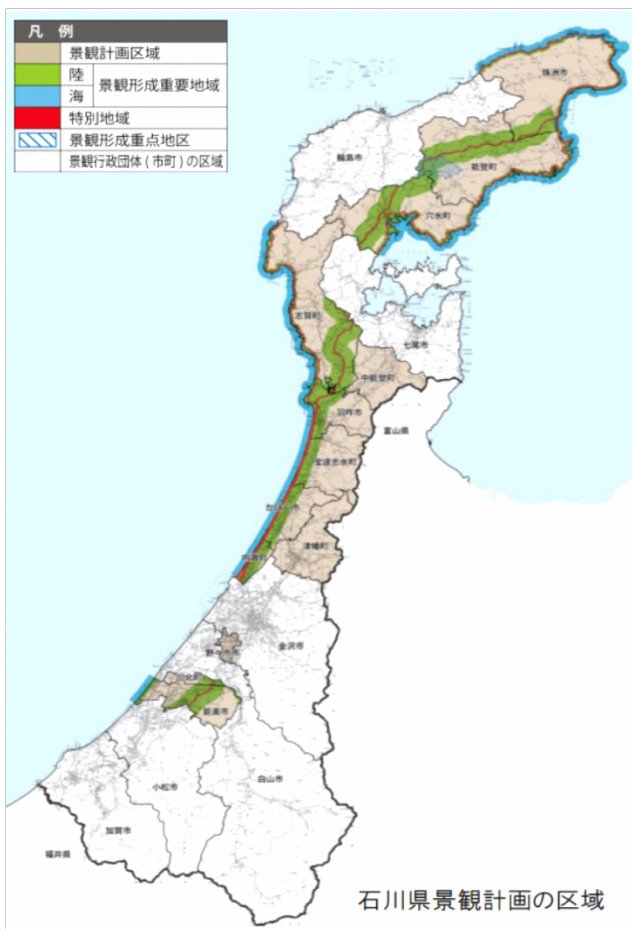
- 県土全域の景観形成の指針となる総合計画です。
- 県全域を景観エリアとし、地域の景観上の位置付けに応じ、景観形成重要エリア、特別エリアを選定します。
- 各景観行政団体の景観計画は、総合計画を尊重して定めます。これにより、市町の枠を超えた、広域的・連続的な景観の保全・創出を図ります。



<いしかわ景観総合計画の区域>

2 石川県景観計画（景観法に基づく）

- 良好な景観を保全・創出するための、**景観法に基づく法定計画**です。
- 建築物等の建築など、景観に影響を与える行為について、**届出による規制**を行います。
- 建築物等の位置や規模、デザインや色彩など、**景観に関連した事項を広く規定**しています。
- **色彩とデザインに関しては、変更命令が可能**となるなど、**強制力のある規制**となっています。

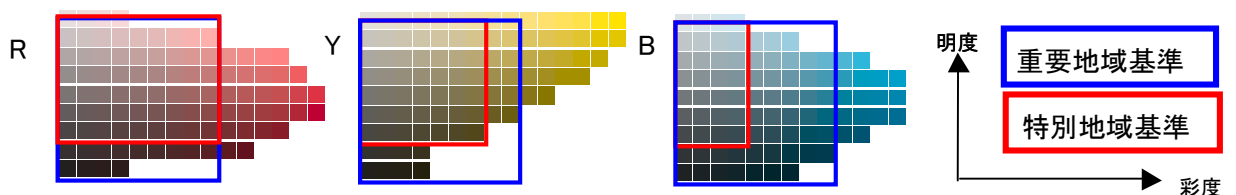


景観計画は景観行政団体ごとに定めるため、金沢市、七尾市、小松市、輪島市、加賀市、白山市の区域は対象外です。

景観行政団体とは

景観法に基づく景観行政を、一元的に実施する主体となる行政団体。都道府県、政令市、中核市のほか、都道府県の同意を得た市町村が景観行政団体となります。

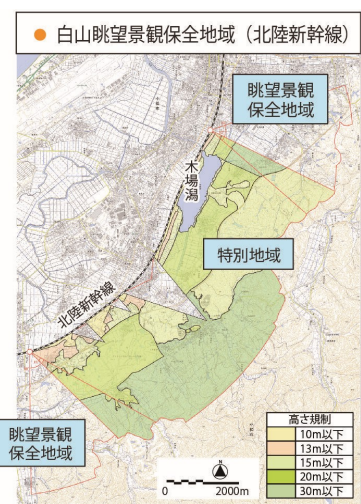
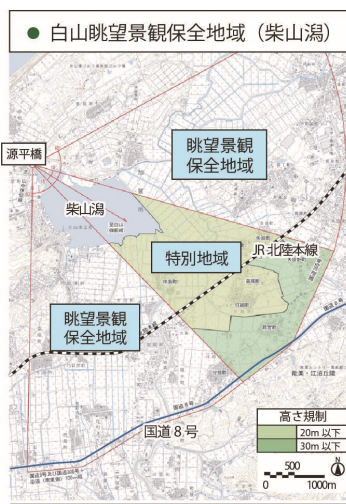
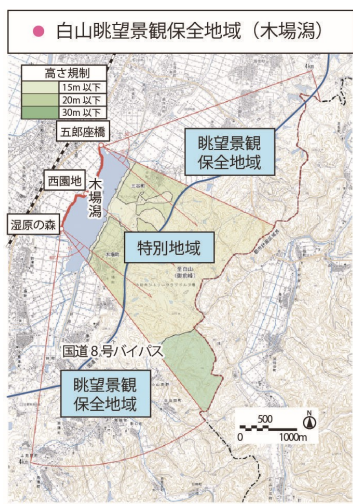
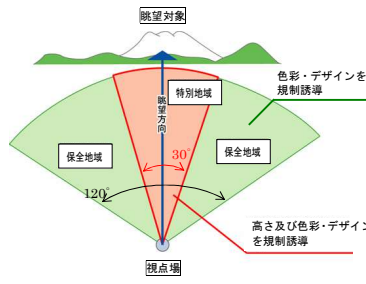
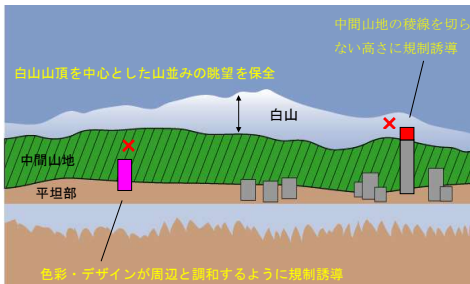
<石川県景観計画の区域>



<色彩の数値基準（マンセル表色系による）>

3 石川県眺望計画（条例に基づく）

- 石川県を代表する優れた眺望景観を保全するための、県独自の計画です。
- 優れた眺望景観を有する地域を「眺望景観保全地域」に指定し、眺望景観を阻害するような建築物等の高さ、色彩・デザインなどを規制しています。
- 眺望地点として下記の4箇所を指定しました。
 - ・白山眺望景観保全地域（木場潟）
 - ・白山眺望景観保全地域（柴山潟）
 - ・七尾湾眺望景観保全地域（別所岳サービスエリア）
 - ・白山眺望景観保全地域（北陸新幹線）



白山眺望景観の保全イメージ

お問い合わせ先：石川県土木部景観形成推進室 TEL 076-225-1759